

令和4年度

河維（委）第10号

設
計

精
査

(消費税及び地方消費税額)

当初金

() 円也

水門樋門樋管等設備点検業務委託

履
行
期
間

契約締結日の翌日から
令和4年6月30日まで
(ただし予算議決後は
令和4年8月31日まで)

河川
名
路線

川
久留米市内各町(4総合支所を除く) 地内

設
計
の
概
要

・水門樋門樋管等設備点検業務 23箇所

久留米市

業務費内訳表

費目 工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
水門樋門樋管等設備点検業務					
水門樋門樋管ゲート					
点検整備原価					
直接労務費	1	式			第1号明細書
材料費	1	式			
直接経費	1	式			
共通仮設費	1	式			
現場管理費	1	式			
点検整備間接費	1	式			

久 留 米 市

業務費内訳表

費目 工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ポンプ場					
点検整備原価					
直接労務費					
	1	式			第2号明細書
材料費					
	1	式			
直接経費					
	1	式			
共通仮設費					
	1	式			
現場管理費					
	1	式			
点検整備間接費					
	1	式			
点検整備原価合計					

久 留 米 市

業務費内訳表

費目 工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
一般管理費等					
委託価格合計					
消費税相当額					
委託費計					

久 留 米 市

明細 第001号

明細書

直接労務費(水門樋門樋管ゲート)

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
水門樋門樋管ゲート(電動) 扉体面積<10m ²					
小森野ゲートポンプ場、大善寺団地ポンプ場、大善寺広川ポンプ場	3	門			
水門樋門樋管ゲート(電動) 扉体面積≥10m ²					
合川北排水機場	2	門			
水門樋門樋管ゲート(手動)					
	4	門			
水門樋門樋管ゲート(手動) (開閉装置無)					
	16	門			
計					

明細 第002号

明細書

直接労務費(ポンプ場)

名称・規格	数量	単位	単価	金額	摘要
ゲートポンプ					
小森野ゲートポンプ場、合川北排水機場	2	箇所			
ポンプ場					
津福ポンプ場、津福団地ポンプ場、大善寺団地ポンプ場、大善寺広川ポンプ場	4	箇所			
計					

特記仕様書

【水門樋門樋管等設備点検業務】

第1章【総則】

第1条（適用）

1. この特記仕様書は、水門樋門樋管等設備点検業務（以下「本業務」という）の履行に適用する。
2. 本特記仕様書に記載してある甲および乙は、契約書に示されたものをいう。
3. 本業務の履行にあたっては、本仕様書によるものとする。

第2条（準拠規定）

1. 点検業者は、本業務の点検にあたって第1条によるほか、下記に示す基準等に準じて点検しなければならない。これらの基準は、契約時点における最新のものを適用しなければならない。

記

- | | |
|------------------|---------|
| 1. 機械工事共通仕様書（案） | （国土交通省） |
| 2. 機械工事施工管理基準（案） | （国土交通省） |
| 3. その他関連法規等 | （国土交通省） |

第3条（業務期間及び点検業務）

1. 本業務の期間は、契約締結日の翌日から令和4年6月30日まで（ただし、本予算議決後は令和4年8月31日まで）
2. 本業務は、年点検1回を行うものとする。年点検の実施にあたっては、甲乙協議を行い実施する。

第4条（提出図書）

1. 提出部数及び提出時期は、次のとおりとします。
 - （1）提出部数 点検報告書は2部とする。
 - （2）提出時期 点検報告書の提出は、点検実施後1ヶ月以内に提出する。
2. 点検報告書は、JISのA4版とし、資料等においてもA版を標準とする。

第5条（業務打合せ）

1. 点検報告書の提出後、甲は必要に応じて打合せを行うものとする。

第6条（履行管理）

1. 本業務の点検にあたって、緊急連絡体制表を作成し、甲が立会する項目、方法及び日程については、甲と協議して決定しなければならない。

第7条（業務変更）

1. 本業務の契約後、業務内容の変更が生じた場合において、甲又は乙の発議による協議のうえ、請負代金額の変更を行うことができるものとする。ただし乙からの発議に基づく変更のうち、本仕様書、に示した内容が同等と甲が判断したときは、請負代金額の変更を行わないものとする。
2. 請負金額の変更を伴う業務変更は、次によるものとする。
 - (1) 甲の指示により、本仕様書に示された内容の変更を行った場合甲と乙は協議のうえ変更するものとする。請負金額の変更は、本仕様書に示した内容を基本として、本業務の係る部分についてのみ行うものとする。
 - (2) 乙の発議による業務変更は、協議によるものとする。

第8条（写真管理）

1. 本業務の写真管理にあたっては、「機械工事施工管理基準（案）」に基づいて行わなければならない。

第2章【業務内容】

第9条（業務対象施設の名称及び場所）

1. 本業務の対象施設の名称及び場所については、別紙「点検対象設備一覧表」による。

第10条（業務の概要）

1. 本業務は、久留米市が管理する水門樋門樋管等設備の機能維持のための点検を行うものである。

第11条（業務の内容及び範囲）

- (1) 点検にあたっては、本仕様書に基づき行うものである。
- (2) 点検時には、水門等の開閉が正常に作動すること及び甲の立会いの下でポンプの排水を含めた総合試運転を行うものとし、出来ない場合は出水期操作時に点検を行いこれに代えるものとする。

第3章【点検業務】

第12条（規格値）

1. 点検における品質及び出来形の規格値は、原則として完成図書に示す規格値によるものとし、完成図書に記載のない事項については、「機械工事施工管理基準」（案）を準用するものとする。

第13条（設備の操作）

1. 設備の運転操作を伴う点検は、甲の承諾を受けて乙が行なうことを原則とする。
2. 前項の運転操作に必要な燃料及び電力に要する費用は、甲の負担とする。

第14条（点検項目及び内容）

1. 点検項目及び内容は、別記様式に示す「点検記録表」の各項目及び内容とする。
なお、同表に記載されていない項目及び内容であっても機能確認上当然必要と思われるものについては、これを充足するものとする。

第15条（点検整備要領）

1. 点検は、別記様式に示す「点検記録表」に記載されている点検方法に基づき実施するものとする。

第16条（点検作業）

1. 設備の総合試運転については、原則として全開、全閉及びポンプの排水操作を行うものとする。なお、水位条件等により周辺への影響が予想される場合は、甲と協議のうえ、その指示に従うものとする。
2. 点検の結果、機能上支障をきたす重大な不良箇所を発見した場合は、その点検都度甲に報告するものとする。
3. 点検時には作業油等が流出しないように対策を講じると共に、オイルフェンス等による流出防止を行うものとする。

第17条（機械、器具等の負担区分）

点検に必要な器具及び部品、材料等は、乙の負担とする。

第18条（点検報告書）

点検業務に関する報告書等の提出部数は次のとおりとする。

1. 点検報告書 2部
2. 業務施工写真 1部
3. その他監督職員が指示したもの。

第4章【雑則】

第19条（作業員）

1. 本業務に従事する作業員は、業務に適した知識と経験を有したものを選定し甲の承諾を受けるものとする。また、作業員を変更する場合も同様とする。

第20条（安全管理）

1. 本業務の緊急連絡体制表を作成し、作業員は、作業に適した服装をし、業務において不測の事故等を起さないよう十分注意しなければならない。

第21条（管理技術者）

1. 管理技術者は、甲が認める資格または研修及び講習修了者をあてるものとする。

第22条（暴力団排除に関する事項）

請負者は、当該業務の実施に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団又は暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

第23条（その他）

1. 本仕様書において不明な点または疑義が生じた場合は、甲、乙は協議して定めるものとする。
2. 乙は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、甲の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

別紙

点検対象設備一覧表

	施設の名称	施設の場所	種類	規格	水門樋門樋管ゲート				ゲートポンプ (GP)	ポンプ場
					電動		手動			
					10㎡未満	10㎡以上	開閉装置有	開閉装置無		
1	西田樋管	善導寺町木塚地内	樋管(手動)1門	鋼製FG1.92×1.92(3.68㎡)1連				1		
2	山王樋管	善導寺町木塚地内	樋管(手動)1門	鋼製 観音開1.5×3.02(4.53㎡)2連(1組)				1		
3	北の園樋管	善導寺町木塚地内	樋管(手動)1門	木製 FG1.0×0.87(0.87㎡)1連				1		
4	古北樋管	善導寺町木塚地内	樋管(手動)1門	鋼製 RG2.6×2.6 (6.76㎡)1連			1			
5	樽門樋管	宮ノ陣町若松地内	樋管(手動)1門	ステン浮体式起伏G2.0×1.5(3.0㎡)1連				1		
6	藤吉樋管	大善寺町藤吉地内	樋管(手動)1門	鋼製 SG1.1×1.18 (1.29㎡)1連			1			
7	津福ポンプ場	津福本町地内	ポンプ場1箇所	水中ポンプ1基					1	
8	津福団地ポンプ場	津福本町地内	ポンプ場1箇所 樋管(手動)1門	水中ポンプ1基 木製SG1.3×0.82 (1.06㎡)1連			1		1	
9	小森野ゲートポンプ場	小森野一丁目地内	ゲートポンプ1箇所 樋管(電動)1門	ゲートポンプ2基 鋼製RG 3.2×3.1(9.92㎡)1連(電動)	1				1	
10	大善寺団地ポンプ場	大善寺町宮本地内	ポンプ場1箇所 樋管(電動)1門	水中ポンプ2基 鋼製SG 2.0×1.885(3.77㎡)1連(電動)	1				1	
11	大善寺広川ポンプ場	大善寺町宮本地内	ポンプ場1箇所 樋管(電動)1門	水中ポンプ1基 ステンSG1.14×1.05(1.19㎡)1連(電動)	1				1	
12	宮ノ陣新産団地調整池樋管	宮ノ陣町若松地内	樋管(手動)1門	鋼製FG 1.95×2.2(4.29㎡)1連				1		
13	上津藤光調整池樋管西(3号調整池)	野伏間一丁目地内	樋管(手動)1門	ステン製FG 0.92×0.92(0.84㎡)1連				1		
14	上津藤光調整池樋管西(4号調整池)	野伏間一丁目地内	樋管(手動)1門	ステン製FG 0.92×0.92(0.84㎡)1連				1		
15	上津藤光調整池樋管西(5号調整池)	野伏間一丁目地内	樋管(手動)1門	ステン製FG 0.7×0.72(0.50㎡)1連				1		
16	上津藤光調整池樋管西(6号調整池)	野伏間一丁目地内	樋管(手動)1門	鋼製FG 0.92×0.92(0.84㎡)1連				1		
17	上津藤光調整池樋管東(7号調整池)	本山一丁目地内	樋管(手動)2門	ステン製FG1.22×1.22(1.48㎡)1連 鋼製SG0.42×0.4(0.16㎡)1連			1	1		
18	上津藤光調整池樋管東(8号調整池)	本山一丁目地内	樋管(手動)1門	ステン製FG 1.02×1.02(1.04㎡)1連				1		
19	金丸川貯留樋管	国分町地内	樋管(手動)1門	ステン浮体式起伏G1.0×1.0(1.0㎡)1連				1		
20	荒瀬川調整池樋管(北)	宮ノ陣町三丁目地内	樋管(手動)1門	鋼製FG 0.85×0.75(0.63㎡)1連				1		
21	荒瀬川調整池樋管(南)	宮ノ陣町四丁目地内	樋管(手動)1門	鋼製FG 1.25×1.1(1.37㎡)1連				1		
22	合川北排水機場(ゲートポンプ)	新合川一丁目地内	ゲートポンプ1箇所 樋管(電動)1門	ゲートポンプ2基 鋼製RG 4.4×2.9 (12.76㎡)1連(電動)		1			1	
23	観音川排水樋管	久留米市百年公園地内	樋管(電動1、手動2) 3門	鋼製RG4.0×2.5(10.0㎡)1連 鋼製FG 2.15×2.7 (5.80㎡)2連		1		2		
合計					3	2	4	16	2	4

施設 全23箇所	・水門樋門樋管ゲート(手動) 20門 (内FG等 16門)
	・水門樋門樋管ゲート(電動) 扉体面積<10㎡ 3門 , 扉体面積≥10㎡ 2門
	・ポンプ場 4箇所 (津福ポンプ場・津福団地ポンプ場・大善地団地ポンプ場・大善寺広川ポンプ場)
	・ゲートポンプ 2箇所 (小森野ゲートポンプ場・合川北排水機場)

補足

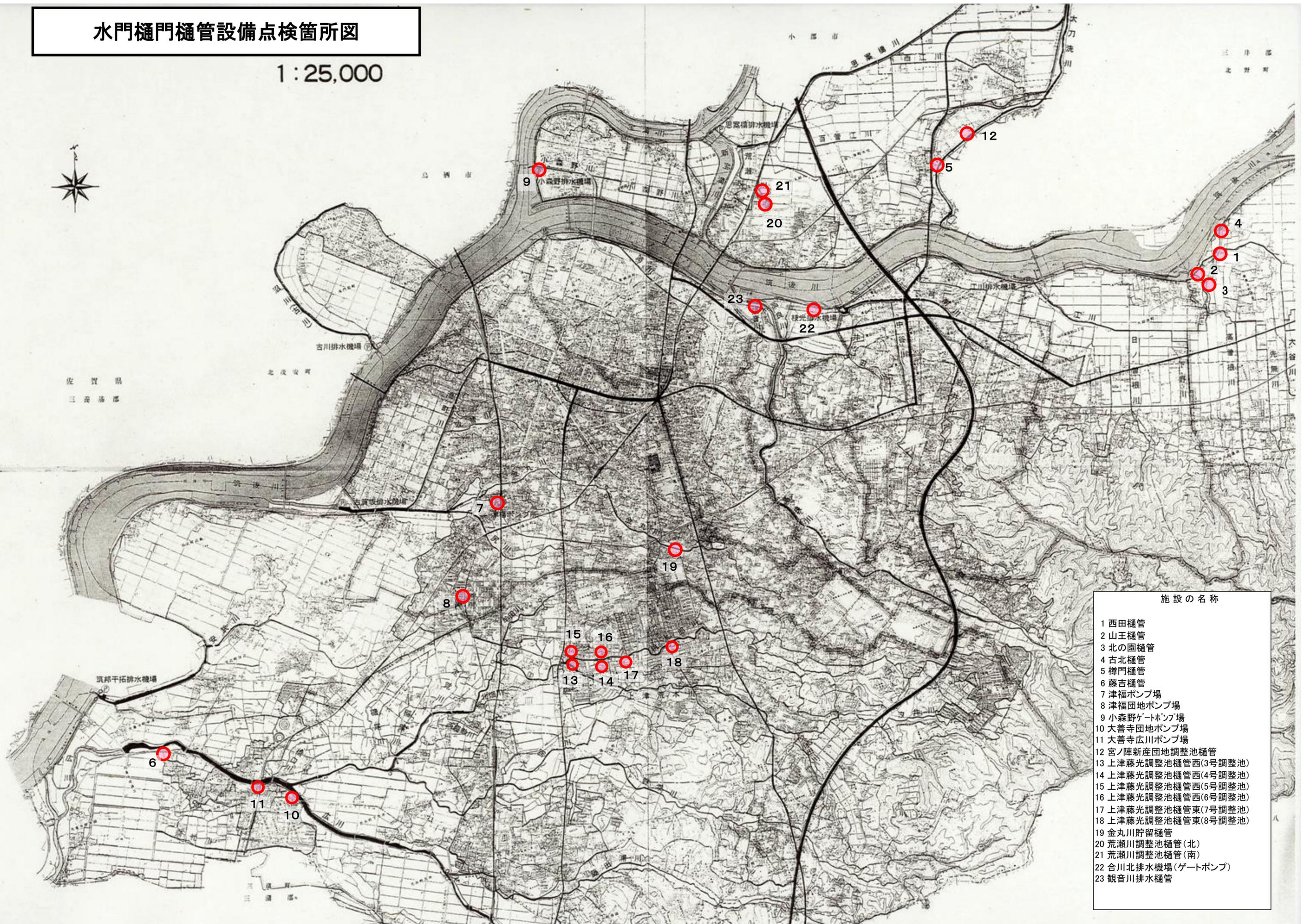
FG : フラップゲート

RG : ローラーゲート

SG : スライドゲート

水門樋門樋管設備点検箇所図

1 : 25,000



施設の名称

- 1 西田樋管
- 2 山王樋管
- 3 北の園樋管
- 4 古北樋管
- 5 樽門樋管
- 6 藤吉樋管
- 7 津福ポンプ場
- 8 津福団地ポンプ場
- 9 小森野ゲートポンプ場
- 10 大善寺団地ポンプ場
- 11 大善寺広川ポンプ場
- 12 宮ノ陣新産団地調整池樋管
- 13 上津藤光調整池樋管西(3号調整池)
- 14 上津藤光調整池樋管西(4号調整池)
- 15 上津藤光調整池樋管西(5号調整池)
- 16 上津藤光調整池樋管西(6号調整池)
- 17 上津藤光調整池樋管東(7号調整池)
- 18 上津藤光調整池樋管東(8号調整池)
- 19 金丸川貯留樋管
- 20 荒瀬川調整池樋管(北)
- 21 荒瀬川調整池樋管(南)
- 22 合川北排水機場(ゲートポンプ)
- 23 観音川排水樋管